

# 大正小学校学援隊規約

## (設置)

第1条 本団体を「大正小学校学援隊」(以下「本隊」という。)と称し、横浜市立大正小学校において活動する。

## (目的)

第2条 本隊は、大正小学校における児童の安全確保を図るため、学校安全管理活動を支援するボランティア活動を実施する。

## (活動)

第3条 本隊は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 校内や登下校時の通学路における児童の安全見守り活動
- (2) その他必要な活動

## (隊員構成)

第4条 本隊の隊員構成は学校教職員・地域自治体・本校児童の保護者とする。

## (役員)

第5条 本隊に次の役員を設置する。

- (1) 学援隊長
- (2) 会計
- (3) 会計監査
- (4) 書記
- (5) 運営委員

## (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 隊長は、隊を代表して、隊を掌理する。
- (2) 会計は、助成金の出納管理を行う。
- (3) 会計監査は、隊の会計を監査する。
- (4) 書記は、活動の記録をする。

## (役員の選出)

第7条 役員は、活動参加者の中から互選により選出する。

(役員の仕事)

第8条

- (1) 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 役員に欠席が生じた場合の後任の任期は、前任者の前任期間とする。

(総会)

第9条 本隊は、隊の年間活動及び会計の報告・計画について、年度終了後すみやかに書面において報告を行う。

総会は隊長が必要と認めた場合、または、隊員1/3以上から開催の要求があった場合に開催できる。

総会は隊員の1/5以上の出席をもって成立し、出席者の1/2以上をもって決議する。

(ただし、委任状を認める)

可否同数のときは、隊長が決める。

(運営委員会)

第10条

- (1) 本隊は隊の運営について協議するため、運営委員による運営委員会を開催する。
- (2) 運営委員会は隊長が招集する。
- (3) 運営委員会には、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(学校側との連携)

第11条 学援隊は、隊の活動にあたっては、学校長と十分に協議し、学校長の下承を得た上で、教職員との密接な連携を図る。

(帳簿等の整理)

第12条

会計帳簿を備え、領収書等必要な書類・文書等を保存する。

(秘密の保持)

第13条 活動にあたっては、知り得た秘密の厳正な保持に留意する。

(附則)

本規約、平成19年11月9日施行

本規約、平成30年5月15改正・施行